

議案第 87 号

和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

和光市子ども医療費助成に関する条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象子ども 市内に住所を有し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どものうち次に掲げる者以外の者をいう。 ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 20 号）による医療費の支給対象者（<u>6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。</u>）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(子ども医療費助成の対象者)</p> <p>第 3 条 子ども医療費助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する対象子どもの保護者で、かつ、当該対象子どもの主たる生計維持者とする。<u>この場合において、対象子どもの保護者は、対象子どもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象子どもと同居しているとき（当該いずれか一の者が、当該対象子どもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしていない場合に限る。）は、当該対象子どもと同居している保護者とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象子ども 市内に住所を有し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どものうち次に掲げる者以外の者をいう。 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 和光市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 7 号）第 3 条に規定する対象乳幼児</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ 和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 20 号）による医療費の支給対象者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(子ども医療費助成の対象者)</p> <p>第 3 条 子ども医療費助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、<u>次に掲げる者以外</u>の対象子どもの保護者であり、かつ、対象子どもの主たる生計維持者とする。</p> <p>(1) <u>和光市税条例（昭和 38 年条例第 6 号）第 27 条第 1 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった者</u></p>

- (2) 子ども医療費助成を受けようとする日の属する年度の前年度の12月31日において次に掲げる地方税等を滞納している者（規則で定める者を除く。）
- ア 和光市税条例に規定する市民税、固定資産税及び軽自動車税
- イ 和光市国民健康保険税条例（昭和35年条例第5号）に規定する国民健康保険税
- ウ 和光市都市計画税条例（昭和41年条例第34号）に規定する都市計画税
- エ 和光市学童クラブ設置及び管理条例（平成16年条例第17号）に規定する保育料
- オ 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第8号）に規定する利用者負担額
- カ 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年規則第29号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同規則附則第2項の規定による廃止前の和光市保育料の徴収に関する規則（昭和55年規則第23号）に規定する保育料
- (3) 対象子どもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該子どもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしていない場合に限る。）において、当該対象子どもと同居していない保護者

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(和光市乳幼児医療費助成に関する条例の廃止)
- 2 和光市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和48年条例第7号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の和光市子ども医療費助成に関する条例（次項及び第5項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の和光市乳幼児医療費助成に関する条例（次項において「旧条例」という。）第6条第2項の認定を受けている者は、同項の証書の有効期間が満了するまでの間、新条例第4条第2項の受給資格が認められた者とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に交付されている旧条例第6条第2項の証書は、当該証書の有効期間が満了するまでの間、新条例第4条第2項の受給資格証とみなす。

令和5年11月30日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

子ども医療費助成制度における市税等の完納要件等を撤廃するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。